

別添

長崎県公安委員会告示第3号

警察情報センター運営要綱（平成17年長崎県公安委員会告示第12号）の全部を次のように改正する。

平成19年3月16日

長崎県公安委員会委員長 松藤 悟

情報公開センター設置運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、情報公開センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報公開センターの設置等）

第2条 長崎県警察本部に情報公開センターを設置する。

2 情報公開センターでは、次に定める業務を行う。

(1) 情報公開制度に基づく開示請求の受付、相談及び案内に関すること。

(2) 個人情報保護制度に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、相談及び案内に関すること。

(3) 行政資料の収集、備付け及び閲覧に関すること。

（利用者の遵守事項）

第3条 情報公開センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、この要綱の定め及び係員の指示に従い、かつ、資料の汚損、紛失等のないよう留意しなければならない。

（行政資料の閲覧）

第4条 利用者は、情報公開センターに備付けの行政資料を閲覧することができる。

（行政資料の複写）

第5条 利用者は、自らの負担により、情報公開センターに備付けの行政資料を複写することができる。

2 複写に要する費用は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
A 3 判以下の大きさ	単 色	複写 1 面	1 0 円
	カラー	複写 1 面	6 0 円
A 3 判を超える大きさ		1 件	複写物の作成のために要する金額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。）

（利用時間）

第6条 情報公開センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第7条 情報公開センターの休業日は、長崎県の休日を守る条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし、休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることを妨げない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、情報公開センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月16日から施行する。